

会社の税金対策

～税務調査について～

Q 会社を設立して5年経ちますが、未だ税務調査を受けたことがありません。調査はいつ行われて、どんなことを調べるのでしょうか？

A 「税務調査とはどんなものか！」

税務職員が会社に来て、提出されて申告内容に誤りがないかどうかを調べるのが税務調査です。通常は提出済みの過去3事業年度分までを調査されます。ただし、最近では過去5事業年度分の調査がされることもあります。また、事実の隠蔽や仮装があった場合には過去7事業年度分の調査が行われることになっています。

では、税務調査が行われる周期ですが、通常では3年から5年周期で行われるようですが、何年経ってもまだ、一度も経験がないという会社があるのも実情です。来ないから、安心ではなく忘れた頃にやってくると思っていて下さい。もちろん、赤字の会社にも税務調査は実施されています。

「税務調査ではこんなことを調べる!!」

売上・仕入・外注費の計上時期が適切か、売上除外や架空仕入や外注費がないか、売上に期間ズレはないか、期末在庫が適切であるか、架空人件費がないか、交際費や福利厚生費などの中に公私混同の経費がないか、資産の修繕費などのうちに資産計上すべきものがないか、また、個人口座に会社の収入は入っていないかやその他の高額な取引などは必ず調査されます。

Q 税務調査を受けることとなりましたが、調査当日にどんなものを用意しておけば良いのでしょうか？

A 「税務調査で事前に用意しておくものとは!!」

これは決算書を作成するまでに必要となった資料ですが、それぞれ過去3年分の売上の請求書控え、仕入・外注費の請求書、その他の経費の領収書、賃金台帳やタイムカード、総勘定元帳、不動産の契約書、高額な資産の購入時の注文書、会社名義の通帳、株主総会の議事録などですが、程表、従業員の履歴書、座席表などの確認も求められる場合があります。また、交際費や会議費、福利厚生費などの領収書には、必ずその飲食の参加人数や参加者（他○名でもOK）などの記載があるかどうかの確認をお願いします。

「株主総会議事録を作成して保存しておきましょう!!」

平成18年度の税制改正から役員給与への考え方が変わりましたので、株主総会で決議された役員報酬議事録をきちんと作成して保存しておくようにしましょう。



ワンポイントアドバイス!!

税務調査の対象になる会社とは、まずは3年から5年のサイクルでの調査、税務署への内部告発、同業者への調査からの反面調査、赤字が解消されて黒字決算となった場合、申告書の比較により異常な数値変動があった場合、現金商売をしている会社、高額な不動産や資産を購入した場合や役員からの借入金が増加している会社、また粗利益が同業者と比較して異常に低い場合や役員報酬や手数料、交際接待費が異常に多い会社、貸倒損失の計上があった場合も注意が必要です。

最近では偽造問題でさまざまな企業の不祥事が明るみにされていますが、やはり従業員からの内部告発が増えてきているようです。

ですから、常日頃から内部からも監視の目が光っているのだという認識でいて下さい。

そして、契約書や議事録などは日頃から整備保存するように。